

会 費 基 準

1 法人会費

級	従 業 員 数	年 会 費
特	1, 0 0 0人以上	150, 000
1	2 0 0 " ~ 1, 0 0 0人未満	80, 000
2	1 5 0 " ~ 2 0 0 "	60, 000
3	1 0 0 " ~ 1 5 0 "	40, 000
4	8 0 " ~ 1 0 0 "	35, 000
5	6 0 " ~ 8 0 "	25, 000
6	5 0 " ~ 6 0 "	20, 000
7	3 0 " ~ 5 0 "	15, 000
8	1 0 " ~ 3 0 "	7, 000
9	5 " ~ 1 0 "	5, 000
10	5人未満	4, 000

(注) 法人会員の支店等（議決権なし）から徴する賛助会費は、法人会費の従業員数基準に対応して計算するものとする。

2 個人会費

年会費	一般個人	3, 000
	上記以外の個人	5, 000又は2, 000

(注) 年度途中に入会する会員の会費は次のとおりとする。

年会費の額に次の減免率を乗じて算出した金額となる。

減免率＝入会申込書受付日の翌月から事業年度末までの経過月数÷12

- 上記の会費（法人会費及び個人会費。賛助会費を含む。）については、その20%以上を公益目的事業を実施するための費用として使用し、残余の金額は、その他事業会計又は法人会計に繰り入れる。

○ 役員基準会費

職 位	会 長	副会長	常任理事	理 事	監 事
役員会費 (年額)	50, 000円	30, 000円	20, 000円	20, 000円	10, 000円

- (注) 1. 役員会費は、当該役員が所属する会員である法人等又は事業所が負担する。
 2. 役員会費は、普通会費と併徴する。
 3. 役員会費は、その全額を会員のための事業を行うための費用として使用し、その他事業会計に繰り入れる。